

2024年度政務活動費使途基準採点表

	政党等負担規制(20点)	議会内控え室経費(10点)	自動車(20点)		広報広聴費(20点)	飲食を伴う会合(15点)	代表が議員や生計を一にする親族への法人・個人への支出(15点)
調査項目	ア. 政党等(政党(支部・連合会を含む)、及びこれに類する団体)の費用の負担の規制 20点	イ. 議会内控え室での経費(人件費・事務費・資料作成費)等の取扱い 10点	ウ. 自動車燃料代の取扱い 10点	エ. 自動車リース代の取扱い 10点	オ. 広報広聴費 20点	カ. 飲食を伴う会合の参加費・開催費用 15点	キ. 「生計を一にする親族個人」または「議員もしくは生計を一にする親族が役員を務める法人」に対する支出 15点
採点項目	A 直接・間接・委託いずれも負担を禁じる具体的な規定がある→20 B 直接・間接の負担を禁じ、委託について制限をする具体的な規定がある→15 C 直接の負担を禁じ、委託について制限をする具体的な規定がある→10 D 直接の負担を禁じる具体的な規定(政党事務所の維持管理費用を含む)がある→5 E 負担が禁止される事項を具体的に示す規定がない、または政党事務所の維持管理費用の禁止が明示されていない→0	A 最大50%の按分支出を義務づける具体的な規定がある→10 B 控え室経費の按分支出を求める抽象的規定がある、または支出に制限がある→5 C 控え室経費の按分支出を求める規定、または支出に制限を加える規定がない→0	A 実費で計算し、按分率の上限を1/2とする。→10 B 実費で計算するが、按分率1/2を超える按分が可能→5 C 非実費支出を認める→0	A 支出できないことを明記している →10 B 支出できないことを明記しない→0	A ①HP関係費②広報紙③報告会の全部につき50%按分を義務づける(面積割りは50%按分とは認めない)→20 B 一部につき50%按分の義務づけ(面積割りは50%按分とは認めない)の場合、項目毎に以下を加算 ①HP関係費 10 ②広報紙 5 ③報告会 5 C 面積割・時間割などの具体的な基準を示して按分を命じているが、基準に主観が入る余地が大きい→①HP関係費②広報紙③報告会につき、各2点を加算→合計6点 D 面積割、時間割などの按分の基準が示されていないまたは按分を義務づける規定がない →0	A 支出を禁じている→15 B 支出が議員の主観を許さない形で制限されている、または酒類が提供される場合の支出を例外なく禁止している→7 C 基準が「飲食を主たる目的とする」など主観が入る余地が大きい、議員間(会派内含む)の飲食会合費の支出が全部禁止されている→3 D 基準が「飲食を主たる目的とする」等主観が入る余地が大きい、または飲食会合費について言及がない→0	「生計を一にする親族個人」または「議員本人もしくは生計を一にする親族が役員を務める法人」との賃貸借契約、労働契約、その他の経済的取引の禁止 →①賃貸借契約、②労働契約、③その他の経済的取引との契約の各項目1つの禁止について3点を合算。ただし、③について、議員と生計を一にする親族個人との契約だけを禁止している場合には、1点のみ加算。
備考	①間接負担とは、政党組織の運営費用を負担している団体に対する会費の支出を意味する。 ②政党事務所の維持管理費用の支出が、政党への政務活動費の環流となることを重視。	Bには、按分率が50%を越える場合や、支出について量的制限を設けている場合も含む。	1キロ●円は実費を超えるものであることから、すべて0点。	自動車リースは政務活動と関係せず、資産形成につながるため、禁止しない使途基準は0点とした。同様の理由により、按分は認めないこととした。	面積割などを命じ、面積割できない場合は1/2や1/3とする、という定めも、議員や会派の主観を許すものとして、面積割として評価評価した。	許容される場合の裁量が大きいものは0点。	③ガソリン代、コピー機、紙代、光熱水費など資産形成の禁止と疑惑を招かないため

賃料	賃料	給与	給与	その他	合計
法人	個人	法人	個人	法人	
×	×	×	×	×	
3	3	3	3	3	15
				個人の場合 は1	